

予防接種法施行令の一部を改正する政令案新旧対照表  
 ○ 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案 現 行

<p>（定期の予防接種を行う疾病及びその対象者）          第一条の二 法第三条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第十六号）附則第三条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者（インフルエンザにあつては、インフルエンザにかかったことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。</p>	<p>（定期の予防接種を行う疾病及びその対象者）          第一条の二 法第三条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第十六号）附則第三条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者（インフルエンザにあつては、インフルエンザにかかったことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。</p>
<p>疾病          (略)          定期の予防接種の対象者</p>	<p>疾病          (略)          定期の予防接種の対象者</p>
<p>麻しん          (略)          一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者          二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの</p>	<p>麻しん          (略)          生後十二月から生後九十月に至るまでの間にある者</p>
<p>風しん          (略)          一 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者          二 五歳以上七歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの</p>	<p>風しん          (略)          生後十二月から生後九十月に至るまでの間にある者</p>
<p>日本脳炎          (略)          一 生後六月から生後九十月に至るまでの間にある者          二 九歳以上十三歳未満の者</p>	<p>日本脳炎          (略)          一 生後六月から生後九十月に至るまでの間にある者          二 九歳以上十三歳未満の者          三 十四歳以上十六歳未満の者</p>